

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類  | 定期監査及び行政監査  |
| 2 | 監査の対象   | まちづくり推進部<br>令和6年度4月～8月分 必要に応じて令和5年度分                    |
| 3 | 監査の着眼点  | 令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画<br>(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所  |
| 5 | 監査の日程   | 令和6年10月1日～令和6年11月13日                                    |
| 6 | 監査の結果   |   |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

ア 住宅使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して227件、3,317,600円の減であり、令和6年8月末現在では2,186件、38,018,425円である。

駐車場使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して1件、4,920円の減であり、令和6年8月末現在では4件、23,100円である。

施設使用料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和6年8月末現在では58件、400,200円である。

屋外広告物手数料の過年度未収金は、前年度末と比較して2件、14,160円の減であり、令和6年8月末現在では7件、127,540円である。

土地建物貸付収入の過年度未収金は、前年度末と比較して16件、348,209円の減であり、令和6年8月末現在では113件、8,990,533円である。

公営住宅使用弁償金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和6年8月末現在では369件、13,672,000円である。

市営住宅退去修繕料の過年度未収金は、前年度末と比較して1件、126,610円の減であり、令和6年8月末現在では128件、8,436,636円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

イ 空き家等適正管理弁償金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和6

年 8 月末現在では 2 件、2,056,751 円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。

## (2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市会計規則第 60 条は、繰越された調定が、翌年度の末日までにおいてなお収入済みとならなかったものは、同様に繰越調定を行わなければならない旨規定している。また、会計課作成の出納事務マニュアルには、過年度繰越の調定は、原則として出納整理期間がないため、4 月 1 日以降に収入された場合、新年度の収入として扱う必要があると記載している。

しかしながら、土地建物貸付収入の過年度繰越の調定において、4 月 1 日以降に収入のあったものを、住宅課が Excel で作成している管理表では正しく新年度の収入としていたものの、財務会計システム上では令和 5 年度及び令和 6 年度において旧年度の収入としていた。

今後は、岐阜市会計規則等を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。